

山形県風力発電風況等実態調査について

平成 30 年 6 月作成
令和 2 年 10 月改訂
山形県環境エネルギー部
エネルギー政策推進課

1. 概要

山形県内における風力発電の導入促進を図るため、平成 23 年度の「山形県再生可能エネルギー活用可能性調査」では抽出されなかった小規模な事業候補地を含めた、風力発電事業の候補地の調査を行いました。(平成 23 年度の「山形県再生可能エネルギー活用可能性調査」では、概ね 20 基以上設置できる大規模な事業候補地を抽出)

その後の状況変化を反映し、令和 2 年度に情報更新を行いました。

2. 調査内容

以下の①～⑤の手順で調査を実施しました。

■全県マップの作成

◆立地制約条件の評価

①評価項目の抽出及び分類

環境的法令、社会的法令、地形的制約、社会的制約の 4 つの区分から、風力発電の立地の制約となる評価項目を抽出し、制約の強度を 5 段階に分類。

◆県内全域のエリア分け

②候補地と考えられるエリアの抽出

5 段階の分類に基づき県内全域から候補地と考えられるエリアを抽出し「全県マップ」を作成。

■個別マップの作成

◆事業候補地の選定

③一次選定地の選定

候補地と考えられるエリアの中から、面積が広い地点を優先的に、村山・最上・置賜・庄内の県内 4 地区から、それぞれ 10 箇所、計 40 箇所の一次選定地を選定。

④事業候補地（二次選定地）の選定

一次選定地について地図判読による検討を行い、風車の配置が困難な地形及びアクセスルートを物理的に確保できない地点等を除いた 30 箇所を事業候補地（二次選定地）として選定。

⑤個別マップの作成

事業候補地（二次選定地）に現地調査情報を加え、個別マップ 30 箇所を作成。

⑥情報更新

調査後の状況変化等を踏まえ個別マップを精査したほか 19 箇所に修正。

3. 留意事項

本調査は 2 に記載のとおり一定の基準を設けて事業候補地の選定を行ったもので事業ができることを保証したものではありません。次の点にご留意のうえご利用ください。

- 土地の所有者に関する情報は、事業者において別途調査するとともに個別に調整を図る必要があります。
- 系統の空き容量は考慮していないため、系統増強費用については事業者において別途検討する必要があります。
- 事業化にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、市町村への相談や地域住民への説明を行うなど、地域の理解を得ながら進めるように努めて下さい。